

生食衛発0420第1号  
平成28年4月20日

熊本県健康福祉部薬務衛生課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部生活衛生課長

平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害融資に関する  
証明書等の取扱いについて

株式会社日本政策金融公庫に係る標記につきましては、下記のとおり取り扱うことといたしますので、貴管下の生活衛生関係業者等への周知についてよろしくお願いいたします。

記

融資申込先の金融機関への知事又は生活衛生営業指導センターが発行する「推せん書」及び生活衛生同業組合が発行する「振興事業に係る資金証明書」（以下「証明書等」という。）の提出に当たっては、申込者等が災害により直接被害を受けたことが明らかであり、かつ貸付時までに証明書等を提出することが困難な場合に限り、貸付後に証明書等を提出することを条件として融資申込ができることとする。この場合において各貸付制度に定める貸付条件（貸付利率、貸付期間、貸付限度額等）を適用できるものとする。

なお、生活衛生同業組合等が後日、証明書等を発行する場合、その申込者が事業計画書等の検証により利率の低減を受ける場合は、振興計画に係る事業計画書等を作成させ、組合等はその検証を忘れずに行うこと。